

お客様各位

郵船ロジスティクス株式会社

**【海上輸出貨物】 運送約款改訂ならびに船荷証券 (Bill of Lading)
および海上運送状 (Sea Waybill) フォーム変更のご案内**

平素は格別のお引き立てに預かり誠にありがとうございます。

弊社は、日本発海上運送サービスにつき、お客様の利便性向上を目指し、また、取扱い貨物の多様化や適用条約の改正などの弊社の事業運営を取り巻く状況変化に対応するため、2018年6月1日発効で弊社船荷証券および海上運送状の運送約款を改訂しますことを、以下のとおりご案内します。また、当改訂にともない、船荷証券および海上運送状のフォームを変更しますので、合わせてお知らせします。

1. 運送約款改訂の要旨

◎ 新旧運送約款は、弊社ホームページよりご確認ください。

<https://www.yusen-logistics.com/jp/japan/support-information/terms-and-conditions>

	改訂目的	新約款の該当箇所 (旧約款に対する修正または新設)
1	従来の当社の海上運送状の裏面記載は簡易方式であり、荷主にとって不親切であったため、船荷証券と海上運送状の裏面の記載を統一するための所要の修正	表面約款、第2条(2)項、(3)項、第23条(7)項、(8)項、(9)項
2	当社約款の規程の適用対象に複合輸送が含まれることの明確化、および当社に運送依頼される貨物の多様化(重量物、長尺物等)への対応	第1条(i)、第7条、第8条(1)項、第16条(2)項、第20条、第21条、第22条、第28条(2)項
3	SOLAS条約の荷送人による確定総重量申告への対応	第1条(k)、第10条(2)項、第11条
4	運送人の責任範囲の明確化	第1条(g)、第8条(2)項、第9条、第25条、第29条、第30条(2)項、(5)項
5	適用法令等の明確化	第2条(1)項、(2)項、(3)項、第8条(3)項
6	船荷証券および海上運送状フォームへの荷主および運送人の参考用コラム追加に伴う改訂ならびに条文の位置の修正等	表面約款、裏面約款冒頭、第1条(a)、(b)、(d)、(e)、(n)、(o)、(p)、第3条、第5条、第7条、第12条(2)項、第15条(6)項、第24条、第31条(2)、第32条、第33条

2. フォーム変更の要旨

	変更点	現行	変更後
1	紙面の色	船荷証券：白色 海上運送状(YLK)：黄色 海上運送状(DWE)：青色	全て白色に統一
2	Bill NO. の記載位置	表面左下	表面右上に変更
3	参考情報コラム（新設） ・Final Destination ・Export Reference ・Forwarding Agent References ・Point and Country of origin of the Goods	なし なし なし なし	Voy. No. の右に追加 表面約款の下に追加 表面約款の下に追加 表面約款の下に追加

3. その他の注意事項

- ① 新約款の発効は2018年6月1日ですが、上述のフォーム変更に伴い弊社業務システムの改修が必要となりますので、2018年5月28日から2018年5月31日に弊社が発行する船荷証券および海上運送状の裏面には、新約款が記載されます。この場合であっても、2018年5月31日までは旧約款を適用いたしますので、お客様におかれましては、ご留意いただけますようお願いいたします。ご不便をおかけし誠に申し訳ございません。
- ② 5月28日以降は、システム改修の都合上、旧フォームでの船荷証券および海上運送状の印刷および発行は一切できなくなります。恐れ入りますが、旧フォームで一旦発行したこれらを差替え等の理由で再発行する場合には、新フォームでの再発行となりますのでご了承ください。
- ③ 本ご案内の約款改訂およびフォーム変更は、弊社が運送人となる日本発輸出の海上運送サービスのみを対象とします。弊社グループ会社が運送人となる海外発日本向けおよび日本以外の国の間での運送に関しては対象外ですから、ご注意ください。

ご不明点等がございましたら、お近くの弊社営業担当へご連絡いただけますようお願い申し上げます。

以上